

日常生活用具一覽

日常生活用具一覽

種目		対象者		用具の性能等	耐用年数	基準額(円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
		難病等	寝たきりの状態にある者			
	特殊マット	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい1級の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
		難病等	寝たきりの状態にある者			
	エアーマット	肢体	在宅の下肢若しくは体幹機能障がい1級の者又は下肢若しくは体幹機能障がい2級かつ上肢機能障がい2級以上で総合等級1級の者(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	8年	58,000
	特殊尿器	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい1級の者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
		難病等	自力で排尿できない者			
	入浴担架	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(入浴に介助を要する者に限る。)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
		難病等	寝たきりの状態にある者			
	移動用リフト	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	介助者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
		難病等	下肢又は体幹機能に障がいのある者			
訓練いす(児のみ)	肢体 児のみ	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童	原則として付属のテーブルを付けるもの	5年	33,100	
訓練用ベッド	肢体 児のみ	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童	腕又は脚等の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200	
	難病等	下肢又は体幹機能に障がいのある者				
入浴補助用具	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がいのある者(入浴に介助を要する者に限る。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000	
	難病等	入浴に介助を要する者				
便器(ポータブルトイレ)	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり有	8年	9,850
	難病等	常時介助を要する者		手すり無	4,450	
T字状・棒状のつえ	平衡 肢体	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいのある者	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの	3年	3,000	
移動・移乗支援用具	平衡 肢体	在宅の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいのある者(家庭内の移動で介助を要する者に限る。)	概ね次の性能を有する手すり、スロープ等とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がりの補助、移乗動作の補助、段差解消等のために用いられるもの	8年	60,000	
	難病等	家庭内の移動で介助を要する者				
頭部保護帽	平衡 肢体	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいのある者であって、頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	15,000	
	知的 精神	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、頻繁に転倒する者				
特殊便器	肢体 知的	在宅の原則として学齢児以上の者であって、上肢機能障がい2級以上の者又は療育手帳A2以上の者であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うもの及び新築等の理由により設置するものを除く。	8年	151,200	
	難病等	上肢機能に障がいのある者				

日常生活用具一覧

種目		対象者		用具の性能等	耐用年数	基準額 (円)
自立生活支援用具	火災警報器	肢体 聴覚 視覚	在宅の下肢、聴覚、視覚若しくは体幹機能障がい2級以上の者 (火災発生の感知及び避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	15,500
		難病等	火災発生の感知及び避難が困難な者(難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
	自動消火器	身体	在宅の身体障害者手帳2級以上の者(火災発生の感知及び避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
		難病等	火災発生の感知及び避難が困難な者(難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
	電磁調理器	視覚 知的	在宅の視覚障がい2級以上の者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	原則学齢児以上の者であって、在宅の視覚障がい2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	音声標識ガイド装置	視覚	原則学齢児以上の者であって、在宅の視覚障がい2級以上の者	歩行時間延長信号機用小型受信機と一体となって使用できる受信機又は音声により、位置、目的地等を知ることができるもの	5年	25,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚	在宅の聴覚障がい2級の者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。)	10年	87,400
	環境制御装置	肢体	在宅の上肢又は下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、対象者が容易に使用し得るもの	5年	68,000
	テーブルリフト	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(車椅子を常用する者に限る。)	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	100,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓	在宅の腎臓機能障がい3級以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器	在宅の呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者(医師の意見書により必要と認められるものに限る。)	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
		難病等	呼吸器機能に障がいのある者			
	電気式たん吸引器	呼吸器	在宅の呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者(医師の意見書により必要と認められるものに限る。)	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
		難病等	呼吸器機能に障がいのある者			
	吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器	在宅の呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者(医師の意見書により必要と認められるものに限る。)	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	69,000
		難病等	呼吸器機能に障がいのある者			
	パルスオキシメーター	呼吸器	在宅の呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者(医師の意見書により必要と認められるものに限る。)	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5年	46,000
		難病等	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの		157,500
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器	呼吸器機能障がい者(医師の意見書により必要と認められるものに限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
盲人用体温計(音声式)	視覚	在宅の視覚障がい2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000	
盲人用体重計	視覚	在宅の視覚障がい2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000	

日常生活用具一覧

種目		対象者		用具の性能等		耐用年数	基準額(円)
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声 言語	原則として学齢児以上の音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって同程度の音声言語機能障がいを有する者（医師の意見書により必要と認められるものに限る。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの		5年	98,800
	携帯用会話補助装置専用大型キーボード	肢体	携帯用会話補助装置の支給対象者のうち上肢機能障がい2級以上の者（足で操作を行う者に限る。）	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようなキーが大型化されたもの		5年	80,000
	情報・通信支援用具	肢体 視覚	視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピューター用周辺機器又はアプリケーションソフト		6年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚 聴覚	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上の重複障がい者又は視覚障がい1級の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの		6年	383,500
	点字器	視覚	視覚障がいを有する者	対象者が容易に使用し得るもの		7年	10,400
	点字タイプライター	視覚	視覚障がい2級以上の者（就労若しくは就学しているか就労が見込まれるもの）	対象者が容易に使用し得るもの		5年	63,100
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚	原則学齢児以上の者であって、視覚障がい2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの（音声ICレコーダー含む）		6年	89,800
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚	原則学齢児以上の者であって、視覚障がい2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能があり、対象者が容易に使用し得るもの		6年	99,800
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚	原則学齢児以上の者であって、視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置によって読みたいもの（印刷物等）が簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの		8年	198,000
	盲人用時計	視覚	視覚障がい2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	触読式	10年	10,300
					音声式		13,300
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚 音声 言語	原則学齢児以上の者であって、在宅の聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの		5年	71,000
	ワンセグ放送受信機	視覚	視覚障がい3級以上の者であって、本装置により地上派ワンセグ放送及び緊急警報放送の聞き取りが可能になるもの（原則として学齢児以上の者）	地上波ワンセグ放送及びラジオ放送の受信が可能でチャンネル読み上げ機能、緊急警報放送起動機能を備えるもの		6年	29,000
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚	在宅の聴覚障がい者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びに手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの		5年	88,900
	人工喉頭（電動式）	音声	喉頭摘出による音声機能障がいを有する者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		5年	70,100
	人工鼻（注1）		喉頭摘出による音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	常時埋込型人工喉頭用の人工鼻で、音声機能の障害児・者が容易に使用し得るもの		—	23,760
	点字図書	視覚	視覚障がい者で主に情報の入手を点字で行っている者	点字により作成された図書		—	点字図書で年間6タイトル又は24巻（但し、週刊誌は除く。）
	電動ページめくり装置	肢体	上肢障がい2級以上の者	電動により図書のページをめくる機種で、対象者が容易に使用できるもの		5年	150,000
人工内耳用体外装置	聴覚	聴覚障がい者であって現に人工内耳を装着している者（ただし、本市の住民基本台帳に登録され5年以上を経過した者。）	人工内耳用体外装置であって、現に装着している人工内耳用体外装置が5年以上経過しているもの（医療保険の適用される場合を除く。）		5年	300,000	
ストーマ用装具（尿路系）	ぼうこう 又は直腸	ぼうこう又は直腸の機能障がいを有する者であって、ストーマを増設している者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）及び付属品とする。		—	11,639	
ストーマ用装具（消化器系）			※付属品：皮膚保護ペースト/パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウェハー、コンバックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚皮膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下肢装着用ストーマ用装具）、ナイト・ドレナージバッグ（夜間用ストーマ用装具）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ		—	8,858	

日常生活用具一覧

種目		対象者		用具の性能等	耐用年数	基準額 (円)
排泄管理支援用具(注1)	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用具)	肢体 ぼうこう 又は直腸	3歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	-	12,000
			(1) ぼうこう機能障がい又は直腸機能障がいであって、次のいずれかに該当する者(紙おむつ等の用具類を必要とする者に限る。)			
ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者						
イ 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい若しくは高度の排便機能障がいのある者						
ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者						
(2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい(注2)により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、現在及び将来にわたって紙おむつ以外での対応が困難な者						
		(「ストーマ用装具(尿路系)」又は「ストーマ用装具(消化器系)」の支給決定を受けた者は本品目の支給を受けることはできない。)				
	収尿器	肢体 ぼうこう	ぼうこう機能障がいがあり、脊髄損傷等により高度の排尿障害のある者(特に失禁のある場合に限る。)	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	1年	7,700
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(注3)	居室等の改修	肢体 視覚	在宅の下肢若しくは体幹機能障がい3級以上又は視覚障がい2級以上の者	(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1回のみ	200,000
		難病等	在宅の下肢又は体幹機能に障がいのある者			
	便所の改修	肢体	在宅の下肢又は体幹機能障がい3級以上の者	洋式便器等への便器の取替え及びこれに付帯して必要となる住宅改修		
		難病等	在宅の下肢又は体幹機能に障がいのある者			
	浴室の改修	肢体	在宅の下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は下肢若しくは体幹機能障がい3級かつ上肢障がい2級以上の重複障がいのある者	入浴動作を容易にするための浴槽の取替え及びこれに付帯して必要となる住宅改修		
		難病等	在宅の下肢又は体幹機能に障がいのある者			
	洗面、台所の改修	肢体	在宅の下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は下肢若しくは体幹機能障がい3級かつ上肢障がい2級以上の重複障がいのある者	洗面台の取替え、対象者が調理しやすい流し台・調理台の改修及びこれに付帯して必要となる住宅改修		
		難病等	在宅の下肢又は体幹機能に障がいのある者			
	安全設備等の設置	知的	在宅の知的障がいのある者	安全柵、緩衝物等対象者の安全確保及び障がい特性を補うための設備の設置並びにこれに付帯して必要となる住宅改修		

注1 排泄管理支援用具、人工鼻の基準額は月額とし、1回の申請について6月分までの支給を決定できるものとする。

注2 脳原性運動機能障がいとは、乳幼児期(満3歳未満)前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。具体的には、脳性麻痺や乳幼児期以前に発症した脳炎又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による全身性障害を有する者である。

注3 下呂市障がい者住宅改修助成事業実施要綱(平成18年下呂市告示第79号)に基づく助成を受けた者は給付の対象としない。ただし、第11条第3項による場合は、この限りではない。